工賃向上計画（工賃引上げ計画シート）の策定について

**令和策定3年度の報酬改定により、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及びサービス費（Ⅱ）の算定にあたっては、各事業所が基本的方針に基づく「工賃向上計画」（大阪府では「工賃引上げ計画シート」といいます。）を作成することが必須となりました。**

* 「工賃引上げ計画シート」とは

大阪府では、就労継続支援B型事業所等（以下「事業所」という。）で働く障がい者の工賃水準の向上をめざし、平成１９年度以降、「大阪府工賃倍増５か年計画」及び「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づき事業を実施しております。

　また、厚生労働省策定の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』では、「各事業所における取組」として、工賃向上については、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の関係者で経営理念・運営方針を共有していく必要があるとされており、その実現に向け、目標工賃や工賃向上に向けた具体的方針などを盛り込んだ「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することが求められています。

* 「工賃引上げ計画シート」に記載する内容

「現状の平均工賃額」、「目標工賃額（大阪府工賃向上計画では前年比８％増としています）」、「作業内容」、「課題等に対して具体的にどのような取組を行うか」等について記載します。詳しくは、下記の相談窓口までお問い合わせください。

　なお、報酬算定にあたっても、サービス費（Ⅰ）または（Ⅱ）を届け出た事業所は、各指定権者の指定する期日・方法により、下記とは別に計画シートの提出が必要ですので必ずご提出ください。

記

1. 対象事業所
2. 就労継続支援B型事業所（※提出は必須です。）
3. 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所
4. 提出資料

「工賃引上げ計画シート」

1. 提出方法

電子メール（[jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)）に毎年５月末までに提出ください。